

小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要について

制度目的・助成内容

児童福祉法第19条の2の規定により、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その**医療費の自己負担分の一部**を助成する。

7割	1割	2割
医療保険	小児慢性	自己負担

- 医療保険各法による医療給付を適用（約7割）し、総医療費に対し約2割を自己負担した残額（約1割）を支給
- 自己負担額が月額自己負担上限額を超過した場合は、その超過額も合わせて支給

対象者

- 小児慢性特定疾病の**対象疾病**及び**当該疾病の状態が認定基準に該当する18歳未満の児童**を対象
- ただし、**18歳に達する時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合（継続して医療受給者証を有する者）**に限り、**20歳を迎えるまで**助成の対象

対象疾病

対象となる疾病は下記16疾患群に分類される788疾病

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）

東京都においては、
八王子市及び児童相談所を設置する特別区
(以下、「児童相談所設置区」)を除く
都内に住所を有する患児・保護者について、
医療費助成支給認定を実施

東京都における支給認定件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7,515	7,666	7,469	8,465	8,309	7,077	6,615	5,910

単位：人

- 令和元年度まで受給者数は増加傾向にあったが、令和2年度以降は減少傾向
- 令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進む

開設年度	児童相談所開設区	
令和2年度	世田谷区・荒川区・江戸川区	3区
令和3年度	港区	1区
令和4年度	中野区・板橋区・豊島区	3区
令和5年度	葛飾区	1区
令和6年度	品川区	1区